

令和6年・令和7年 議会基本条例 検証チェックシート ≪ 議会運営委員会の評価(二次評価) ≫

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上) ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%) ×＝達成できていない(達成度29%以下)

◆評価期間: 令和6年1月～令和7年12月

条 文		取り組み状況など	評価	評価の内容	今後の課題及び改善策
第1条 目的					
第2条 基本理念					
第3条 最高規範性					
第1項	(省略)				
第2項	(省略)				
第3項	選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行う。	新人議員に対しては実施したが、全議員を対象とした研修は実施していない			次期改選期(令和10年)後には、全議員を対象とした研修を実施するよう検討する。
第4条 議会及び議員の責務					
	本条例に定める理念・原則、本条例に基づいて制定される議会の条例等を順守して議会を適正に運営し、町民の代表機関として町民に対する責任を果たす。			以下の各条項において、個別評価しているため、本条における評価は行わないものとする。	
第5条 議会の活動原則					
第1項	公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじて、町民に信頼される開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指して活動する。	議会報告会・議会懇談会・議会モニター会議の開催、インターネット中継の実施、会議録の公開、議会広報・議会速報の発行、ホームページでの議会活動状況の公開	○	議会報告会や議会懇談会、モニター会議等を実施し、町民の意見を聴くことができた。議会広報では内容をよりわかりやすくなるよう工夫するなど、町民に議会活動が見えるような活動を行った。また、高校生議会を通し若年層への議会の存在感を知らしめることができた。	議会報告会や議会懇談会の実施内容や開催時期、回数などについて検討が必要である。また、議会中継においても動画公開等を工夫する必要がある。
第2項	町政運営に対する評価を通して、監視機関としての役割を果たすとともに、政策立案、政策提言機能の充実強化を図る。	議員発議による条例改正などの実績はなく、政策立案には至っていない 政策提言については、一般質問や所管事務調査等で一部見られる	△	一般質問や所管事務調査、質疑等で一部反映されているが、議員が主体となる政策立案には至っていない。	政策立案機能の強化に向けて、研修会などの開催を検討する。
第3項	町民に対し積極的に情報発信するとともに、町民の多様な意見を的確に把握し、それらの意見を町政に反映させるための議会運営に努める。	議会広報・議会速報の発行、ホームページでの議会活動状況を公開 議会報告会・議会懇談会、議会モニター会議を開催し、町民からの意見を広く聞くことに努めた	○	議会報告会や議会懇談会、モニター会議等の実施や、議会広報の内容をよりわかりやすくなるよう工夫するなど、町民に議会活動が見えるような活動を行い、町民の意見を聞くことができた。	議会報告会や議会懇談会などの直接町民の声を聴く機会をさらに充実させ、町政に反映させるための検討が必要である。
第4項	傍聴者に議案の審議に用いる資料を提供するなど、町民の理解及び参加の意欲を高める議会運営に努める。	傍聴者には議員と同じ資料を配布している。ホームページによる議案、資料等の公開は未実施 ※議会モニター会議でモニター分の議案等を増刷することとなった(会議後から増刷したが、残部数が増えた)	○	平成27年12月から議員と同じ資料を配布しており、現在も継続している。	ホームページによる議案、資料等の公開やデジタルモニター、生成AIなどを活用した議会の公開について検討が必要である。

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上) ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%) ×＝達成できていない(達成度29%以下)

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条 文		取り組み状況など	評価	評価の内容	今後の課題及び改善策
第5項	他の自治体議会との交流及び連携を行う。	南十勝町村議会との交流・連携(R6.9、R7.8) 大樹町議会との交流(R6.11、R7.6) 芽室町議会との交流・研修(隔年・R6.10)	○	南十勝などの近隣町村議会や姉妹町の芽室町議会と交流を実施した。	より深い交流や広域での連携強化、新たな切り口などの検討をしていく必要がある。
第6項	議会の条例等及び議会内での申合せ事項等を継続的に見直す。	議会基本条例の総括・検証後、必要に応じて改正する。その他の条例、規則等も必要に応じて見直しを行う	○	改正等を要する項目がなかった。	議会基本条例は、本検証を基に必要があれば見直しを行っていく。
第6条 議長及び議員の活動原則					
第1項	議長は、議会を代表し、公正で民主的、かつ、公平な立場で職務を行い、効率的な議会運営を行わなければならない。				
第2項	議員相互の自由な討議の推進を重んじなければならない。	本会議においては、議員間の自由討議を実施していない 委員会や議員協議会の一部において、議員間の自由討議を取り入れている		議員個人の活動原則であるため、議会の評価対象としない。	自由討議は委員会等で一部行われたが、本会議においては難しい問題もある。今後検討していくべき課題である。
第3項	町政の課題について、分野別・地域別等の町民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民に選ばれた者としてふさわしい活動をしなければならない。			ただし、議員個人として条例の趣旨に基づき、継続して取り組んでいく。	町民の代表である議員としての自覚と責任を持ち、研鑽に努め、広く町民の意見を聞いて町政に反映すべく取り組んでいく。
第4項	町民全体の福祉の向上を目指し、町政を総合的な見地から捉えた活動をしなければならない。				町民の代表である議員としての自覚と責任を持ち、住民福祉の向上に取り組んでいく。
第7条 議員の政治倫理					
	町民の代表者としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使して、町民の疑惑を招いてはならない。			議員個人の活動原則であるため、議会の評価対象としない。 ただし、議員個人として条例の趣旨に基づき、継続して取り組んでいく。	政治倫理については、誤解を招くことがないように常に意識し、自覚を持った行動が必要である。
第8条 町民参加及び町民との連携					
第1項	議会に関する情報公開を徹底して町民と共有するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努める。	第5条第1項。	○	議会報告会や議会懇談会、モニター会議の実施や、議会広報の内容をよりわかりやすくなるよう工夫するなど、町民に議会活動が見えるような活動を行った。	第5条第1項と同じ。 町政の重要課題について、議会としてどう議論したのか町民への情報伝達や説明方法などの検討が必要である。
第2項	本会議、常任委員会及び特別委員会の会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ち、いつでも参加できるよう運営する。	公開を制限した会議はなし。 ホームページや防災行政無線で議会(本会議)の日程を周知している。	○	会議は原則公開で行った。 令和6年の傍聴者数は91人。(定例会4回、臨時会3回、特別委員会) 令和7年の傍聴者数は82人。(定例会4回、臨時会6回、議員協議会、合同委員会) 議会モニターも傍聴している。	会議は公開しているが、どうしたら町民に興味を持ってもらえるのか検討する必要がある。

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上) ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%) ×＝達成できていない(達成度29%以下)

◆評価期間: 令和6年1月～令和7年12月

条 文		取り組み状況など	評価	評価の内容	今後の課題及び改善策
第3項	参考人制度・公聴会制度を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的・政策的識見等を議会の討議に反映させる。	制度の活用実績なし。		必要な場合に活用するものであり、実績がないからといって「達成できていない」と評価するものでもないため、評価対象としない。	議案の審議等について活用する必要があるれば、その都度判断していく。
第4項	請願・陳情を町民による政策提案と位置付けるとともに、提案者の意見を聴く機会を設ける。	請願・陳情については、ホームページに提出方法などを掲載。	△	令和6年、令和7年の実績なし。	請願・陳情について、町民に周知を図る。審議・審査の際に提案者の意見を聴く必要があるれば、その都度判断していく。
第5項	町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けることによって、議会及び議員の政策能力を強化し、町民と議会の協働による政策提案の拡大を図る。	議会懇談会・議会モニター会議の開催 【開催実績】 議会報告会 R6:1回・3会場 42人参加 R7:1回・3会場 43人参加 議会懇談会 R6:1回・1団体(JAひろお役員R6.9.30) R7:2回・2団体(広尾町商工協同組合R7.11.19、JAひろお役員R7.12.12) 議会モニター会議 R6:2回(R6.2.2、R6.7.30) R7:2回(R7.1.28、R7.7.23) ※懇談会開催目標は、1班につき1年に4回 議会モニター会議 2回	○	議会報告会と議会モニター会議は当初の予定どおり実施することができた。 議会懇談会については、全議員でR6が年1回、R7が年2回の開催となった。	議会懇談会は令和6年、令和7年は目標回数が達成できなかった。 町民と接点をもつ機会と意見交換の場を多様に設けていくことが必要であり、相手方を若年層や主婦層など幅広く打診し、開催を活発に行う必要がある。
第6項	町民に対し、議案等に対する各議員の採決態度及び会議等の出席状況を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報を提供する。	議会広報及びホームページで、議案の賛否と会議の出欠状況を継続し公表している 【広報】 賛否～平成27年3月1日発行の172号から 出欠～平成27年6月1日発行の173号から 【ホームページ】 賛否～平成27年分から 出欠～平成26年分から	◎	議会広報及びホームページで、議案の賛否と会議の出欠状況を公表している。	町民の注目が高い取り組みでもあることから、今後も継続していく。
第7項	議会は、多数の町民が傍聴参加できるよう、平日の夜間、日曜日などに会議を開催するよう努める。	ナイター議会、日曜議会の開催実績なし。	×	「ナイター」、「休日」は、時間外等の関係もあり、開催については協議・検討が必要である。	他町村の事例からも困難性があるが、今後、広く議会に関心を持ってもらう機会が必要であり、町民が傍聴しやすい環境の整備を図る必要がある。
第8項	全議員の取組のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。	議会報告会を町内3会場で開催 豊似・音調津会場は2班体制、市街地は全議員参加 ※第8条第5項	○	町内3会場で実施した。	全体的な参加者の増を図るため、実施方法の検討や見直しを協議する必要がある。

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上) ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%) ×＝達成できていない(達成度29%以下)

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条 文		取り組み状況など	評価	評価の内容	今後の課題及び改善策
第9条 町長等と議会及び議員の関係					
第1項	それぞれの特性を活かし、相互の緊張関係を保ちながら、政策をめぐる論点・争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くように努める。	一般質問や質疑を実施。	○	一般質問の実績 令和6年 延べ19人、実人数10人。 令和7年 延べ20人、実人数8人。	質問内容を精査し、より具体的な政策提言ができるよう取り組む必要がある。質問者の固定化や質疑の重複などもみられることから、研修会などにより、個々の議員の質問力の向上に努める。
第2項	一般質問において一括質問方式に加え、一問一答方式を実施することによって、論点・争点を明確にし、町民に分かりやすい質問となるよう努める。	1回目は一括質問方式、2回目以降は一問一答方式を採用している。	○	1回目は一括質問方式、2回目以降は一問一答方式を採用し、一般質問を実施している。	研修会などにより、個々の議員の質問力の向上に努め、論点・争点が明確なわかりやすい質問となるようさらに努める。
第3項	町長その他の執行機関の長、副町長及び教育長は、議員の質疑及び質問に対して、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。	R6・7は反問権の使用実績なし	/	執行者側に対して付与したものであることから、評価の対象としない。	反問があった場合にも、適切に対応できるよう議員個々の研さんを行っていく。
第10条 町長による政策等の形成過程の説明					
	町長は、議会に計画、政策、施策、事業等を提案するときは、政策等の決定過程を説明するよう努める。	/	/	執行者側の努力事項を定めたものであるため、評価の対象としない。	今後も説明を行うよう求めていく。
第11条 予算及び決算における政策説明資料の作成					
	町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努める。	/	/	執行者側の努力事項を定めたものであるため、評価の対象としない。	審議・審査に必要な資料は提出してもらうよう、今後も求めていく。
第12条 議決事件の拡大					
	地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事件について定める。(3項目)	議決事件拡大の実績なし。	/	評価の対象としない。	追加するものがないか、随時点検・精査を行っていく必要がある。
第13条 自由討議による合意形成					
第1項	議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に運営する。	本会議は自由討議を導入していない。 委員会や議員協議会で一部自由討議を導入しているが、まだ形になっていない状況。	△	委員会や議員協議会において自由討議を一部導入している。 本会議は自由討議を導入していない。	自由討議を本会議に導入するには難しい問題もある。論点整理がされておらず、本来の自由討議にはなっていない。先進市町村の例を参考として、今後検討していくべき課題である。
第2項	本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員協議会等において、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。ただし、町長提出議案の事前審議は認めない。				
第3項	前2項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努める。		×		

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上) ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%) ×＝達成できていない(達成度29%以下)

◆評価期間: 令和6年1月～令和7年12月

条 文		取り組み状況など	評価	評価の内容	今後の課題及び改善策
第14条 委員会の活動					
第1項	委員会の運営に当たって、議案等の審査及びその所管に属する事務調査の充実を図り、それぞれの設置目的に応じた役割を果たすよう活動を行う。	常任委員会所管事務調査 総務: R6～5回、R7～6回(うち町外行政視察調査をR6に1回、R7に1回実施) 産業: R6～5回、R7～6回(うち町外行政視察調査をR6に1回、R7に1回実施) 合同委員会(総務・産業): R7～1回 町外視察調査の際の事前・事後研修は実施していない	○	所管事務調査や行政視察調査を適切に行っている。	委員会による調査を議案等の審査・審議に活かしていくために内容や回数を精査し、さらに充実したものになるよう検討する。また、行政視察調査を行う際の事前・事後研修の実施について検討する。
第2項	委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員会で議論を尽くす中で報告書を作成し、報告に当たっては、論点・争点等を明確にして、質疑に対する答弁を行う。	委員会で自由討議は一部あったが、まだ形になっていない状況。委員会報告において質疑があった場合は、委員長が答弁を行う。	○	委員会での自由討議は一部あった。委員会報告に対しての質疑はなかった。	自由討議については、積極的に取り入れるべきであり、今後検討していくべき課題である。質疑、答弁では、論点・争点を明確にし、わかりやすい発言とする努力が求められる。
第15条 開かれた活動的な議会の推進					
	町政の諸課題に柔軟、かつ、迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適正な運営と全ての議会の会議等の連携により機動力を高め、開かれた活動的な議会の推進を図る。	総務・産業・議運・議員協議会における相互連携。	○	常任委員会、特別委員会等を活用し、議会全体の連携を図り、町政課題への迅速な対応に努めている。総務常任委員会と産業常任委員会でまちづくり推進総合計画に関する合同委員会を開催した。	合同委員会の開催など、連携が必要な事案が発生した場合はその都度判断していく。
第16条 一般会議の推進					
	町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置する。	「議会懇談会」を一般会議と位置付けて実施している。 令和6年の開催実績 1回 9/30 JAひろお役員 令和7年の開催実績 2回 11/19 広尾町商工協同組合役員 12/12 JAひろお役員 ※第8条第5項	○	令和6年は9月に1団体と実施した。令和7年は11月と12月にそれぞれ1団体と実施した。	幅広い世代と懇談会を数多く実施する必要があるため、懇談会の実施方法等について見直しを検討する。
第17条 議会モニター設置					
	町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置する。	令和7年6月に第6期委員を9名委嘱した。議会モニターに定例会等の傍聴案内を行い、随時議会・議員に関する意見を受け付けている。(定数は12名) 議会モニター会議 令和6年2月2日、7月30日 令和7年1月28日、7月23日 ※第8条第5項	○	モニター会議を令和6年度に2回、令和7年度に2回開催した。 モニターからの意見は、今後の議会運営の参考とした。	議会モニター数を平成30年4月から12人としたが、今期は定数に満たしていない。幅広い年代から選出できるよう、日頃から議会モニター候補となる人材を確保する必要がある。モニター会議では、全般的に町政に関する意見が多く、議会改革や議会運営の参考となる意見も必要である。

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上) ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%) ×＝達成できていない(達成度29%以下)

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条 文		取り組み状況など	評価	評価の内容	今後の課題及び改善策
第18条 適正な議会費の確立					
	町長と協議し、適正、かつ、継続的な議会費の確立をめざす	必要な予算計上について町長と協議している。	○	適正な予算計上を行っている。	町財政も考慮しつつ、今後も精査のうえ、適正な予算計上を行っていく。
第19条 議員定数					
第1項	(省略)				
第2項	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、議会の役割の増大、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員・議会活動の評価等に関して町民意見等を聴取し、適正な議員定数の確立を期す。	令和6年第3回定例会で「議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会」を設置し、次回の選挙(令和10年4月)に向け、議員定数・議員報酬について議論していく	○	特別委員会で議論を進めていく。	次期改選期に向け、協議を行っていく。町民の声を聴く機会を多く設けて意見を聴取し、議論に反映させていく。
第3項	議員定数の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案する。	令和6年及び令和7年は改正案提案実績なし。		常に改正する事案でないことから、提案を行ったときのみ評価対象とする。	議論の結果、条例を改正する際は、適正な手続きで取り進める。
第20条 議員報酬					
第1項	(省略)				
第2項	議員報酬の改正に当たっては、町民の意見等を十分考慮する。	第19条第2項と同じ。	○	特別委員会で議論を進めていく。	次期改選期に向け、協議を行っていく。町民の声を聴く機会を多く設けて意見を聴取し、議論に反映させていく。
第3項	議員報酬の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、広尾町特別職報酬等審議会の意見を尊重するほか、議員が提案する場合は改正理由の説明を付して提案する。	令和6年及び令和7年は議員報酬(月額)の改正案提案実績なし。		常に改正する事案でないことから、提案を行ったときのみ評価対象とする。	議論の結果、条例を改正する際は、適正な手続きで取り進める。
第21条 専門的知見の活用及び調査機関の設置					
第1項	町政の重要課題に的確に対応するため、地方自治法第100条の2の規定により、専門的な知識及び経験を有する者等の積極的な活用を図る。	活用の実績なし。		必要な場合に活用するものであり、実績がないからといって「達成できていない」と評価するものでもないため、評価対象としない。	議案の審議等について活用する必要があるれば、その都度判断していく。
第2項	前項に規定する専門的知見の活用にあたって、必要があると認めるときは、議決により、専門的な知識及び経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	調査機関の設置実績なし。		必要な場合に活用するものであり、実績がないからといって「達成できていない」と評価するものでもないため、評価対象としない。	議案の審議等について活用する必要があるれば、その都度判断していく。

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上) ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%) ×＝達成できていない(達成度29%以下)

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条 文		取り組み状況など	評価	評価の内容	今後の課題及び改善策
第22条 議員研修の充実強化					
第1項	議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努める。	<p>【例年の研修】 北海道町村議会議長会、十勝町村議会議長会主催、芽室町議会議員との研修・交流(隔年)、独自の研修会及び南十勝町村議会議員研修会</p> <p>【研修実績】 R6.2.15 中札内村議会議員等研修(10人参加) R6.7.2～3 全道議員研修(12人参加) R6.8.19～20 議会広報研修(5人参加) R6.10.15 芽室町議会議員との研修・交流(13人参加) R6.9.26 南十勝町村議会議員研修(12人参加) R6.10.30 十勝町村議会議員研修(13人参加) R6.11.15 独自研修(12人参加) R7.2.7 中札内村議会議員等研修(11人参加) R7.7.8～9 全道議員研修(10人参加) R7.6.26 独自研修(12人参加) R7.8.4 南十勝町村議会議員研修(13人参加) R7.10.30 十勝町村議会議員研修(12人参加)</p>	○	北海道、十勝、南十勝の町村議会議長会主催の研修会に参加している。 独自研修を開催し、議員活動の参考とした。	研修で知識は習得しているが、立案能力の向上には至っていない。今後も継続して独自研修を実施していく。研修内容としては政策立案や質問スキル向上にかかる研修などが考えられる。
第2項	議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を積極的に開催する。	<p>R6.11.15に議会における一般質問のあり方と目的、質問の「種」の抽出・発見方法、失敗する要因、質問から政策提言に結びつけることなどについて、外部講師による研修を実施 南十勝町村議会議員、議会モニター、町職員も参加</p> <p>R7.6.26に「町民に活動が見える議会」とするために重要な役割を担っている「議会だより」の改善点等を把握し、読者目線を意識したレイアウトや見出し等について、外部講師による研修を実施 南十勝町村議会議員、町職員も参加</p>	○	独自研修として、外部講師による一般質問や議会改革、議会の見える化などをテーマにした研修を実施し、研鑽を深めた。	外部講師によるものとして、より資質の向上に役立つものとなるようメニューを考える。
第23条 議会広報の充実					
第1項	町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努める。	議会・議員の活動内容を町民に伝える「議会だより」を3月・6月・9月・12月の年4回発行し、全戸配布した。 また、「議会速報」を4月・8月・10月・1月の年4回発行し、定例会の審議内容(概要)を町民に周知した。	◎	編集会議を2回開催することで委員がより広報作成に関わる形を継続している。 多くの町民に読んでもらえる広報として創意工夫を図っている。	現在の編集方法を継続しつつ、広報作成に議員がどう関わることができるか検討していく。 どうしたら議会広報を読んでもらえるかを念頭に、レイアウトや見出しなどより読みやすいものになるよう改善していく。
第2項	情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努める。	町ホームページで議会・議員活動にかかる情報を公開しているほか、本会議等をインターネット中継している。 XやフェイスブックなどSNSを活用した広報については、実施していない。	○	ホームページでの情報公開やインターネット中継の実施を継続している。	公開する情報内容の工夫や追加できるものはないかなど、幅広い活用方法を検討していく。 インターネット中継は改善の余地があり、SNSを活用した発信も検討する必要がある。

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上) ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%) ×＝達成できていない(達成度29%以下)

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条 文		取り組み状況など	評価	評価の内容	今後の課題及び改善策
第24条 議会図書室の充実					
	議員の調査研究及び政策形成並びに立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努める。	図書購入費予算 R6:4万円、R7:3万6千円 R6購入実績:1冊 R7購入実績:4冊	○	議会運営等に関し、必要な図書は購入している。	図書の充実が図られているが、利用実績が少ないので活用方法の検討が必要である。購入図書の選定方法についても、議員からの要望は現状少ないことから、今後検討する必要がある。
第25条 議会事務局の体制整備					
	議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、執行機関の担当部局と連携を図りながら、議会事務局の調査及び法務に関わる機能を積極的に強化するよう努める。	【R6】 北海道町村議会議長会、十勝町村議会議長会、南十勝町村議会議長会主催の各種議員研修会に随参加 北海道町村議会議長会主催の町村議会事務研究会に参加 南十勝事務局職員研修会に参加 【R7】 北海道町村議会議長会、十勝町村議会議長会、南十勝町村議会議長会主催の各種議員研修会に随参加 北海道町村議会議長会主催の町村議会事務研究会に参加 南十勝事務局職員研修会に参加	◎	執行機関との連携は図られている。事務局機能は十分に果たされている。	機能強化のためには研修と他町村との情報交換が必要である。事務局機能を強化するよう取り組む。
第26条 災害時の対応					
第1項	議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会機能を的確に維持しなければならない。	新型コロナ禍により、災害時対応の規定を整備したが、議会運営委員会で災害時対応の業務継続計画(BCP)は未整備である	△	災害災害対応のBCPは未整備である。	具体的な行動計画やマニュアル整備が不十分で、実効性の高い体制づくりが課題である。多様な災害があるため、随時、検討・改善に取り組む。
第2項	前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応に関し必要な事項は、議長が別に定める。		○	計画策定も視野に入れた議論も必要である。	災害に応じた、柔軟な対応が必要である。
第27条 継続的な検討					
	法律等の改正等も踏まえながら、町民意見等や社会情勢の変化等を勘案し、議会の活性化について継続的に議会運営委員会において検討する。		△	災害時対応の業務継続計画(BCP)の整備を継続して検討すべき。 社会情勢等の変化に合わせ、議会運営委員会等で議会活性化を目指した議論が必要である。	議会活性化にかかる所管は議会運営委員会であることを再認識し、新たに実施できるものはないかなど常に検討をしていかなければならない。また、災害時対応の業務継続計画(BCP)の整備が必要である。

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上) ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%) ×＝達成できていない(達成度29%以下)

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条 文		取り組み状況など	評価	評価の内容	今後の課題及び改善策
第28条 見直し手続き					
第1項	常に、この条例の目的が達成されているかどうかの検証を議会運営委員会において行う。	(平成27年1月 条例制定) 令和4年～5年の実施状況を基に議会運営委員会で総括、検証を行った	○	条例制定後、逐次検証を行ってきた。見直し作業も今回で5回目となる。	条例に基づく議会運営となっているかなどを検証し、改善が必要なものについては、条例改正等に対応する。 見直し時期についても、今後議会運営委員会で検討する。
第2項	前項の検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の参加と討論による合意形成に努め、この条例の改正を含む適切な措置を講ずる。	令和6年～7年の実施状況を基に議会運営委員会で総括、検証を行い、改善が必要な点は適切な措置を講じる	○		
第3項	この条例を改正するに当たっては、その改正理由及び背景について、詳しく説明しなければならない。		△		